

個 情 第 522 号
産 情 発 0329 第 2 号
薬 生 発 0329 第 29 号
老 発 0329 第 4 号
令 和 5 年 3 月 29 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
の一部改正について（通知）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイダンス」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）第 51 条の規定により個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個情法」という。）の一部が改正され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、ガイダンスについて、別添 1 のとおり一部改正を行い、別添 2 のとおりとすることとしました。

改正の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴職におかれましては、貴管内の関係機関、関係団体等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

第1 改正の趣旨

デジタル社会形成整備法第 51 条の規定により個人情報法の一部が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が新たに個人情報法の適用対象となるとともに、地方公共団体又は地方独立行政法人が運営する病院（大学病院を含む。）及び診療所については、新たに個人情報法上の個人情報取扱事業者の規律の適用対象となる。

これを踏まえ、ガイダンスについて、公立病院等の適用関係の明確化その他所要の改正を行うものである。

第2 改正の内容

1 デジタル社会形成整備法第 51 条による個人情報法の一部改正に伴う改正

個人情報法の一部改正により、地方公共団体又は地方独立行政法人が運営する病院（大学病院を含む。）及び診療所について、個人情報法上の個人情報取扱事業者の規律の一部の適用対象となることから、ガイダンスの主に次の事項において、その適用関係を明確化する。

- ・ I 「3. 本ガイダンスの対象となる「医療・介護関係事業者」の範囲」
- ・ III 「本ガイダンスの対象となる事業者の種別と法の適用関係」
- ・ IV 「13. 保有個人データに関する事項の公表等（法第 32 条）」から「17. 理由の説明、事前の請求、苦情の対応（法第 36 条、第 39 条～第 40 条）」まで

2 その他

○ 令和 4 年 5 月に「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q & A」を改正し、利用目的による制限や第三者提供の制限における公衆衛生目的による例外について、本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や本人の同意を得ることにより研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合が「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する旨を明確化したことから、同様の内容を記載しているガイダンスの次の事項においても同様に明確化する。

- ・ IV 「3. 利用目的の特定等（法第 17 条、第 18 条）」及び「9. 個人データの第三者提供（法第 27 条）」

○ その他所要の改正を行う。

第3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。